

#04/2025

PwC Thailand Tax Alert

トランプ関税 – タイにおける影響と対策



トランプ関税－タイにおける影響と対策



概要

トランプ米大統領は、「解放の日」と銘打ち、米国に輸入されるすべてのタイ原産品に対して36%の関税を課すことを決定しました。このうち10%は2025年4月5日から、残りの26%は4月9日から適用されることが予定されていました。しかし、その後の延長発表により、26%部分については7月9日に施行が延期されました。

タイ企業は、今回の相互関税措置を慎重に考慮し、自社の事業に与える影響や必要な対策について検討する必要があります。

詳細

トランプ政権の「アメリカ・ファースト」貿易政策は、広範な貿易国への相互関税を導入することにより一層強化され、タイ原産の輸入品には36%の関税が課されることが予定されています。

今回の関税引き上げは、トランプ政権が発表した最新の貿易措置であり、米国の国内産業を保護し、連邦政府の収入を増加させ、1兆米ドルの貿易赤字を削減することを目指しています。

就任後わずか10週間余りで、トランプ政権は中国からのすべての輸入品に対して20%の関税、鉄鋼とアルミニウム（その他派生製品を含む）に対して25%の関税、自動車および自動車部品の輸入に対して25%の関税を課しました。

トランプ政権の「公正かつ相互的な計画」に基づく今回の相互関税は、「国際貿易における長年の不均衡」と、関税および非関税障壁を含む米国の貿易相手国による不公平な貿易慣行に対する米国の懸念に対応するものです。米国は、他国が米国製品に課す関税に「見合う」関税を課すことを目指すと述べています。実際には、当該計算は各国との貿易不均衡に基づいて行われている模様です。

今回の関税措置について

今回の措置では、2025年4月5日以降、すべての国からの輸入品に対して10%の追加関税が適用されます。ただし、大統領令のAnnex IIに記載された特定の国については、2025年7月9日以降、11%から50%の範囲でさらに高い追加関税率が適用されます。タイ原産品には、追加で26%の関税が課せられ、合計で36%になります。

これらの追加関税は、対象物品の価値の20%以上が米国原産である場合においては、その物品の非米国原産部分にのみ適用されます。

ただし、追加の関税率がすべての取引に適用されるわけではなく、タイに関連する例としては以下が挙げられます。

- 追加関税の施行日以前に輸送中の貨物（例：コンテナ船に積まれたもの）は、施行日以降に米国に到着しても追加関税は適用されません。
- 過去の大統領令に基づいて追加関税が課されている下記の品目。
 - 2025年3月12日以降、25%の関税が課されるすべての国から輸入される鉄鋼とアルミニウムの製品およびその派生製品
 - 2025年5月3日以降、25%の関税が課されるすべての国から輸入される自動車と自動車部品
- 大統領令のAnnex IIに記載されているその他の品目、具体的には銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要鉱物、エネルギー、およびエネルギー製品については、別途検討されており、将来的に関税が課される可能性があります。



タイ企業への影響

タイの製品は高い関税に直面していますが、近隣諸国にはさらに高い関税が課されています。ベトナムは46%、ラオスは48%、カンボジアには49%の関税が課されています。各国は追加関税を引き下げるための交渉を試みると予想されますが、その期間や影響の大きさは不明確です。貿易赤字削減の計画が受け入れられるかもしれませんし、先に具体的な措置の実施が求められる可能性もあります。

タイの輸出業者が評価すべき自社の事業に与える潜在的な影響として以下の検討すべき課題と機会があります。

- 潜在的な米国での運営コストの増加
- グローバルサプライチェーンを通じた間接的な影響(例:中国の米国向け輸出品に使用されるタイ原産の部品)
- デ・ミニミス・リミット(非課税限度額)撤廃に伴い米国顧客へのeコマース出荷が減速することによるコスト増加
- コンプライアンス遵守のための負担とコストの増加
- 貨物輸送における不安定性の再発
- 為替の変動
- 国内産業を保護するためのアンチダンピング措置の増加

今検討すべき対策

このような大規模な関税政策の変更に対して、企業は自社の貿易プロファイルを評価し、本措置が直接的および間接的な商流に与える影響、コンプライアンス遵守に伴う追加コストにどのように影響するかを理解する必要があります。そしてどのような緩和策や戦略を実行できるかを含めた、全体像を把握することが求められています。

関税の引き上げが売買に与える影響を分析・評価することで、今後自社のビジネスモデルにどのような影響が出るか、製造工程の変更や調達先の変更といった構造的またはバリューチェーンの変更の必要性を判断するのに役立ちます。また、関税の負担を軽減する可能性を特定するために、原産地の再評価、関税評価額削減戦略の検討、関税還付の利用(可能な場合)など、サプライチェーン全体における「新しい」関税プロファイルを詳細に理解し分析することが求められます。



For further information, please contact:

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Sumner
Tanarat Permpoonsap
Tananya Woointranon

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。